



睦月カップ (AYFプラクティスシリーズ2)

(420. 470. スナイブ. ILCA6)

開催日 2025年1月5日(日)
主催団体 愛知県ヨット連盟
開催地 愛知県蒲郡市 豊田自動織機 海陽ヨットハーバー

帆走指示書 as 2024.12.22

略語

- [SP] レース委員会が審問無しに標準ペナルティを適用することができる規則を意味する。
これは規則63.1及びA5を変更している。レース委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティが決定される。
- [NP] 艇による抗議の根拠とならないことを意味する。これは規則60.1(a)を変更している。

1. 規則

本レガッタには「セーリング競技規則 2021-2024」(以下『規則』という)に定義された規則を適用する。

2. 選手とのコミュニケーション

- 2.1 レガッタ・オフィスは、競技運営棟（西棟）事務室に位置する。
- 2.2 競技者への通告は、レガッタ・オフィスに掲示される。
公式掲示板への掲示、大会webサイトの更新についての情報など、LINEオープンチャット「睦月カップ」にて通知される。
LINEオープンチャットの登録方法等については、大会webサイトに掲示される。
大会webサイトへの掲示不備、LINEオープンチャットの通知不備については、艇からの救済の根拠とはならない。
これは規則60.1(b)を変更している。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下、指示という)の変更は、当日の9:00までに掲示する。

4. 行動規範

[DP] 競技者および支援者は、レース委員会または施設管理者からの合理的な要求に応じなければならない。

5. 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発せられる信号は、レガッタ・オフィス南側の信号柱に掲揚する。
- 5.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、規則 レース信号「回答旗」の"予告信号は、降下の1分後に発する。"の1分後を、30分以降に置き換える。
- 5.3 音響1声と共に掲揚されるH旗は、「安全上の理由で出艇を禁止する。」を意味する。
艇はH旗が降下されるまでハーバーを離れてはならない。

6. 日程

- 6.1 スケジュールは以下のとおりとする。
- | | |
|---------------|------------------|
| 08:30 - 09:00 | 大会受付・登録 |
| 09:10 | ブリーフィング |
| 10:30 | 最初のクラスの第1レース予告信号 |
| 16:00 (予定) | 成績公表 |
- 6.2 参加艇は1月5日09:00までに大会受付で受付と登録を完了させなければならない。
- 6.3 本レガッタは4レースを予定している。可能ならば、最初のレース終了後、引き続き次のレースを実施する。
- 6.4 14:30を越えて予告信号が発せられることはない。

7. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	説明
470	白地に青色の『470』の形象
420	白地に水色の『420』の形象
スナイブ	白地に赤色の『スナイブ』の形象
ILCA6	緑地に赤字の『ILCA』

8. レース・エリア
添付図Aにレース・エリアの位置を示す。
9. コース
- 9.1 添付図Bは、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示している。
- 9.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位、および最初のマークまでの概ねの距離を掲示する。
10. マーク
- 10.1 マーク1、4sおよび4pは、オレンジ色円筒形ブイとする。
- 10.2 420,470用の1マークは、蛍光黄色円筒形ブイとする。
- 10.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 10.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるオレンジ色円筒形ブイとする。
- 10.4 指示12に規定する新しいマークは、赤色円筒形ブイとする。
11. スタート
- 11.1 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。
レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、レース委員会の信号艇にて音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 11.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 11.3 「DP」「NP」予告信号が発せられていない艇は、予告信号が発せられている艇のスタート手順の間、スタート・ラインの概ね100m以内のスタート・エリアを回避しなければならない。
- 11.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.4に抵触した「艇のセール番号」は次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。これは規則30.4を変更している。
- 11.5 スタート時にUFDまたはBFDと記録された「艇のセール番号」をレース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。この掲示に関して艇からの救済の根拠とはならない。これは規則60.1(b)を変更している。
- 11.6 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。これは規則A5.1およびA5.2を変更している。
12. コースの次のレグの変更
コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、元のマークまたはフィニッシュ・ラインを新しい位置に移動する。実行できれば直ぐに元のマークを除去する。
13. フィニッシュ
フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上の「青色旗」を掲揚しているポールとポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。
14. ペナルティー方式
- 14.1 [SP]と記載されたSIの規則違反に対する標準ペナルティガイドラインは、1月4日(金)17:00までに掲示される。標準ペナルティが課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは規則A10を変更している。
- 14.2 規則T1に基づく「レース後のペナルティ」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは規則A10を変更している。
- 14.3 [NP] [DP] 規則44.1に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締切時間までに指示18.3の帰着申告の手順の際に、「海上でのペナルティ履行有無」について記入しなければならない。
15. タイム・リミット、フィニッシュ・ウィンドウ、ターゲット・タイム
- 15.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウおよびターゲット・タイムは次の通りとする。

クラス	マーク1のタイム・リミット	タイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
470	25分	70分	10分	45分
420				
スナイプ				
ILCA6				50分

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。
- 15.3 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則35、A4、A5.1およびA5.2を変更している。
- 15.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

16. 審問要求

- 16.1 抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日はこれ以上レースを行わないと信号を発した後、どちらか遅い方から60分とし、その時刻を公式掲示板に掲示される。
- 16.2 審問要求の様式は、レガッタ・オフィスにて入手できる。
抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレガッタ・オフィスに提出されなければならない。
- 16.3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締切時刻から30分以内に通告を公式掲示板に掲示する。
審問はプロテスト・ルームにて概ね受付順に始められる。

17. 得点

- 17.1 本レガッタが成立するためには、2レースを完了することが必要である。
- i) 3レース以下しか完了しなかった場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。
 - ii) 4レース完了した場合、艇の得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

18. 安全規定

- 18.1 出艇申告、帰着申告は署名方式を用いる。
- 18.2 [NP][SP] 出艇する艇は、09:00から出艇前までにレガッタ・オフィス前に設けられる出艇・帰着申告所にて、出艇申告を行わなければならない。
- 18.3 [NP][SP] 各艇は、その日の最終レース後の帰着申告締切時刻（抗議締切時刻）までに、出艇・帰着申告所にて、帰着申告を行わなければならない。
- 18.4 [NP][SP] 出艇しない艇は、出艇・帰着申告所にて、リタイア報告を記入しなければならない。
- 18.5 [NP][SP] レースからリタイアする艇は、可能ならばレース・エリアを離れる前にレース委員会艇または支援者艇にその旨を伝えなければならない。
リタイアした艇は、帰着後、速やかに出艇・帰着申告所にて、リタイア報告を記入しなければならない。
- 18.6 [NP] 救助を必要とする選手は、片腕を振って知らせなければならない。
レース委員会が救助を必要とする判断した場合、救助を必要とする競技者の意向に関わらず、艇体放棄を含む強制救助を行う場合がある。強制救助は艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 18.7 規則レース信号「H旗の上に回答旗」「H旗の上にN旗」に以下のとおりを追加する。
レース委員会信号艇でH旗の上に回答旗またはH旗の上にN旗が掲揚された場合、全ての艇は速やかに陸上に戻らなければならない。

19. 運営艇

運営艇の標識は、以下のとおりとする。

レース委員会艇	「C」と白字で記された黒色旗
---------	----------------

20. 支援チーム

- 20.1 [NP][DP] 支援者艇は、出艇前に出着艇申告所に用意された支援者艇出艇申告書にサインするとともに、傍受専用無線の貸与を受けなければならない。貸与された無線は、自然劣化を除き、貸与された状態を保全しなければならない。
- 20.2 [NP][DP] 支援者艇は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期、あるいはレースの中止の信号を発するまで、各コースから概ね100m以上離れなければならない。
- 20.3 指示20.5で規定された救助活動に従事する場合を除き、引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。
- 20.4 [DP] 支援者艇は、レース委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
- 20.5 規則37を以下の様に変更をする。
レース委員会信号艇が音響1声とともにV旗を掲揚した場合、指示20.1の傍受専用は適用されず、搜索と救助の指示を受けるために無線の発信を許可する。
さらに、支援者艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。ただし、支援者艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。
- 20.6 [NP][DP] 支援者艇は、帰着後にレース・オフィスに用意された支援者艇帰着申告書にサインするとともに、傍受専用無線を返却しなければならない。

21. ごみの処分

ごみは、支援者艇、レース委員会艇またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

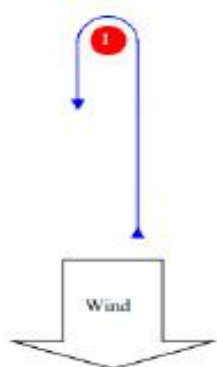
22. リスク・ステートメント

規則3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定責任は、その艇のみにある。』とある。本大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的傷害、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

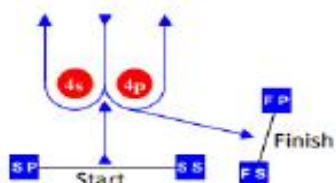


【添付図B】

LR



Start → M1 → 4p/4s → M1 → 4p → Finish



2025年1月5日 (日)				
潮汐	中潮			
月齢	5.0			
日出/日没	日出 06:58		日没 16:55	
干潮	03:06	34cm	15:42	87cm
満潮	09:44	212cm	21:29	195cm